静岡市立北部学校給食センター 建替整備等事業

特定事業の選定

平成 27 年 4 月 21 日

静岡市

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。)第 7 条の規定に基づき、静岡市立北部学校給食センター建替整備等事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定により、客観的な評価の結果を公表する。

平成 27 年 4 月 21 日

静岡市長 田辺 信宏

第1 事業の概要

1) 事業名称

静岡市立北部学校給食センター建替整備等事業(以下「本事業」という。)

2) 事業に供される公共施設等の名称

静岡市立北部学校給食センター (本体施設及び付帯施設を含む。以下「本施設」という。)

3) 公共施設等の管理者の名称

静岡市長 田辺 信宏

4) 事業の目的

北部学校給食センターは昭和 53 年に開設され 36 年間稼働してきたが、施設の老朽 化が進み、現在の衛生基準を満たすことができなくなったことから、平成 25 年度で閉 鎖している。

本事業は、北部学校給食センターの解体、本施設の設計、建設、維持管理及び運営を、PFI法に基づき実施するものである。

また、本事業の実施においては、民間の経営能力及び技術能力により、施設の衛生的かつ機能的な整備を図るとともに、市と民間事業者が適切なパートナーシップを構築し、安全で安心な学校給食の実現を目指すものである。

5) 事業用地

所在地	静岡県静岡市葵区門屋 199 番地他 7 筆	
敷地面積	約 6, 900 m²	
地目	宅地	
用途地域	域無指定(市街化調整区域)	
建ペい率/容積率	60%/200%	

6)施設概要

(1)施設の供給能力

1) 調理能力	1日当たり最大 10,000 食(内アレルギー対応食 50 人分程度とする)
2) 配食校数	24 校 (小学校 16 校 6,500 食/日程度、中学校 8 校 3,500 食/日程度)
3) 献立の種類	3種類(小学校2献立、中学校1献立)※ともに副食3品メニュー

(2)施設概要

主要諸室区域区分				
区域区分		諸室等		
事務エリア	一般区域	管理事務室(更衣室、湯沸室、洗濯・乾燥室、備品庫含む)、市職員用便所、玄関ホール、栄養士用更衣室、栄養士用便所、倉庫 委託事務室、洗濯室、乾燥室、調理従事者更衣室(休憩室含む)、ミーティング食堂、シャワー室、調理従		
		事者便所、倉庫、パントリー、ボイラー室、電気室、 油庫		
給食エリア	汚染作業区域	[検収下処理エリア] 食材搬入用プラットホーム、食材入荷室(野菜用、加工用、魚肉用)、検収室(魚肉専用、その他用)、前処理室(ピーラー)、下処理室(魚肉用、野菜用)、食品庫、冷蔵室(魚肉用、野菜用)、冷凍室、器具洗浄室、廃棄室、廃缶室 [洗浄室エリア] 洗浄室、残滓庫		
	非汚染作業区域	[調理エリア] 上処理室、和え物室(チルド室含む)、煮炊・加熱室、 焼物・揚物室、アレルギー対応調理室、器具洗浄室、 ドレッシング庫 [洗浄配送エリア] 配膳室、コンテナ・食器保管庫、洗浄室 調理従事者便所、準備室		
	一板区域	调理促爭有使所、準備至		
一般 エリア	一般区域	会議室、食育指導室、来場者用便所、湯沸室		
附帯施設		合併処理浄化槽、防災倉庫		

7) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、市と事業契約を締結し、選定事業者が市が所有する土地に事業者自らが新たに施設を設計・建設した後、公共施設等の管理者である市に施設等の所有権を移管し、事業者が事業期間中に係る施設の維持管理及び給食の運営業務を実施するBTO (Build Transfer and Operate) 方式とする。

8) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成45年3月末までとする。

9) 特定事業の業務内容

(1) 施設整備業務

- ① 事前調査業務
- ② 設計業務
- ③ 建設業務
- ④ 工事監理業務
- ⑤ 既存施設解体撤去等業務
- ⑥ 調理設備調達·設置業務
- ⑦ 食器・食缶等調達業務
- ⑧ 施設備品調達·設置業務

(2) 開業準備業務

(3)維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備保守管理業務
- ③ 附带施設保守管理業務
- ④ 調理設備保守管理業務
- ⑤ 食器·食缶等保守管理·更新業務
- ⑥ 施設備品保守管理·更新業務
- ⑦ 清掃業務
- ⑧ 警備業務
- ⑨ 配送車両調達·維持管理·更新業務

(4) 運営業務

- ① 食材検収補助業務
- ② 給食調理業務
- ③ 衛生管理業務
- ④ 洗浄·残滓等処理業務
- ⑤ 給食配送・回収業務
- ⑥ 運営備品調達業務
- ⑦ 見学の受け入れ支援

第2 市が自ら事業を実施する場合と PFI 事業として実施する場合の評価

1 評価方法

市は、市が自ら事業を実施した場合と比較して、PFI事業として実施することにより、次に示すいずれかの効果が期待できると判断した場合に限り特定事業として選定する。

- ・事業期間を通じた市の財政負担の縮減が期待できる場合
- ・市の財政負担が同一の水準にある場合において、公共サービスの水準の向上が 期待できる場合

なお、選定は次の手順により客観的評価を行う。

- ・コスト算出による定量的評価
- ・本事業をPFI事業として実施することについての定性的評価
- ・上記2点を見込んだVFM (Value for Money) の検討による総合的評価

2 市の財政負担見込額による定量的評価

1) 市の財政負担見込額算定の前提条件

本事業を市が自ら実施する場合及び PFI 事業として実施する場合の財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案 内容を制約するものではない。

【市の財政負担見込額簋定の前提条件】

間の財政負担党の制定条件				
	市が自ら実施する場合	PFI事業として実施する場合		
財政負担	①施設整備費	①施設整備費		
見込額の	•調査費	・調査費		
主な内訳	• 設計費	• 設計費		
	・建設工事費	・建設工事費		
	• 工事監理費	・工事監理費		
	• 既存施設解体費	· 既存施設解体費		
	・調理設備調達・設置費	・調理設備調達・設置費		
	・食器・食缶等調達費	・食器・食缶等調達費		
	・施設備品調達・設置費	・施設備品調達・設置費		
	②開業準備費	②開業準備費		
	③維持管理費	③維持管理費		
	④運営費	④運営費		
	⑤光熱水費	⑤光熱水費		
	⑥地方債償還費	⑥地方債償還費		
		⑦SPC設立費·管理費		
		⑧租税公課		
		⑨金利支払		

	T	T	
			⑩事業者収益
			⑪アドバイザリー費
			②モニタリング費
共通の	①施設整備期間	平成28年4月	月~平成30年2月
条件	②開業準備期間	平成30年3月	
	③維持管理・運営期間	平成30年4月	月~平成45年3月
	④割引率	1.53%	
	⑤インフレ率	考慮せず	
資金調達	①一般財源		①一般財源
に関する	②地方債		②地方債
事項	③国庫補助金(交付金)		③国庫補助金(交付金)
	• 施設整備		・施設整備
	· 解体		・解体
			④事業者の自己資金
			⑤民間金融機関借入金
施設整備	基本計画に基づき、類似の	先行事例の	・建設、維持管理の長期・一括発注に
費・維持	実績を踏まえて設定		よる効率化や性能発注による事業
管理費・			者の創意工夫等により、市が自ら実
運営費に			施する場合に比べ、一定割合のコス
関する事			ト縮減が実現するものとして設定
項			・光熱水費は、市が実施する場合と変
			わらないものとして設定
支払方法	①施設整備費は進捗に応じ	じて支払う	①施設整備費は建設一時金と元利均
に関する	②維持管理及び給食運営費は発生し		等の割賦で支払う
事項	た時点で支払う		②維持管理及び給食運営費は毎年均
			等で支払う

2) 財政負担見込額の比較

前述の前提条件のもとで、市が自ら実施する場合とPFI事業として実施する場合の財政負担見込額を算出し比較した結果、PFI事業として実施する場合は約3.7%の縮減が見込まれる。

3 PFI事業として実施することの定性的評価

本事業をPFI方式により実施する場合、市の財政負担額の縮減の可能性といった定量 的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

1)サービス水準の向上

PFI方式を導入することにより、施設の設計から建設、維持管理及び運営業務を事業者が一貫して実施することとなり、事業者独自の創意工夫やノウハウ(専門的知識や技術的能力等)の発揮と相まって、各業務間の連携や効率性を考慮した施設整備や、長期的な計画に基づいた業務の最適化が図られることによる事業効率・公共サービス水準の向上が期待できる。

2) 行政と民間の役割分担の明確化による安定した事業運営

PFI 方式を導入することにより、民間事業者の創意工夫を尊重しつつ、本施設の設計、建設、維持管理、運営に関する業務を、長期間にわたり包括的に民間にゆだねることにより、行政と民間の適切な役割分担に基づく新たなパートナーシップの形成が期待できる。

また、想定可能なリスクについて、あらかじめ市と事業者との間でその責任分担を明確にし、事業者が持つリスクヘッジのノウハウを活かすことにより、リスク顕在時における適切かつ迅速な対応や過度な費用負担の抑制、ひいては、事業目的の円滑な遂行や安定かつ効率的な事業運営の確保が期待できる。

3) 財政負担の平準化

市が自ら事業を実施する場合は、施設整備段階で多額の財政負担が発生するのに対し、PFI方式で実施する場合は、施設整備費に民間資金を活用し、当該費用を公共サービスの対価の一部として維持管理・運営期間を通じて事業者に毎年おおよそ一定額を支払うこととなるため、本施設の整備に係る財政支出を平準化することが可能となる。

4 総合的評価

本事業は、PFI事業として実施することにより、事業期間全体を通じて事業者の資金 調達能力や運営等に係る技術・ノウハウを活用することが可能となり、市が自ら実施す る場合に比べ、財政負担額の縮減を期待できるとともに、公共サービスの水準の向上な どの効果も期待できる。

したがって、本事業をPFI法第7条に規定する特定事業として選定することが適当である。